

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		拾得物件ファイル
実施機関の名称		警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部財務局会計課
個人情報ファイルの利用目的		<ul style="list-style-type: none"> ・ 拾得物件が遺失者に返還されたことを拾得者に連絡するときに利用 ・ 拾得物件が遺失者に返還された際、遺失者に拾得者の氏名及び住所を遺失者に告知するときに利用 ・ 拾得物件の保管期間中に、拾得物件を売却又は廃棄した旨を拾得者に通知するときに利用 ・ 拾得物件の保管期間満了後、拾得者が所有権を取得したことを通知するときに利用 ・ 遺失物法第8条の規定による通報をするときに利用
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1 拾得区分、2 取扱警察署、3 受理番号、4 受理日時、5 受理場所（本署、交番、駐在所等）、6 取扱者、7 拾得日時、8 拾得場所、9 拾得者住所・氏名・年齢・連絡先、10 施設占有者住所・氏名・連絡先、11 物件（現金及び物品）、12 拾得者権利区分及び氏名等告知の同意区分、13 施設占有者権利区分及び氏名等告知の同意の有無、14 通報物件、15 拾得者の物件引取期間、16 返還区分、17 返還年月日、18 返還先（氏名、住所及び連絡先）、19 引渡し区分、20 引渡し年月日、21 帰属区分、22 帰属年月日
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		埼玉県警察へ拾得物件を提出した拾得者（施設占有者を含む。）
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		拾得者（施設占有者を含む。）からの提出
要配慮個人情報の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先		警視庁及び道府県警察本部
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	所 属	総務部文書課
	所 在 地	さいたま市浦和区高砂3-15-1
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の	根拠法令	

手続	内 容		
個人情報ファイル の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算ファイル	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用 目的及び記録範囲の範囲内である文書ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 文書ファイル		
備 考			